

また、当該公金の支出は、平成28年7月7日に支出されており1年間の監査請求期間制限（地方自治法242条2項）が経過しているため、その是正を求める措置請求は不適法である。

なお、補正書によって訂正された措置1は、「怠る事実」に関するものであるとして期間制限の対象とならないとの主張については、結局のところ、当該支出が違法であることを前提として、当該議会議長に返還請求をすべきであるのにその行使を怠ることが違法であるという内容であるが、このような、いわゆる「不真正怠る事実」については、その「怠る事実」に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日または終わった日を起算点として監査請求期間制限の規定を適用すべきと解される。（最判昭和62年2月20日民集41巻1号122頁）

そうすると、本件では請求人が主張する「怠る事実」に係る請求権の発生原因は、やはり当該支出（もしくはその手続）に求められるため、結局は1年間の期間制限に服することになる。

よって、補正書による訂正後の措置請求についても、期間制限を徒過しており、いずれにしても不適法である。

さらに、仮に当該措置請求に係る「怠る事実」が監査の対象になるという前提に立ったとしても、A弁護士への21万6,000円（税込）の支出は、改めてA弁護士との間で委任契約を締結した上で支出したものであるから、なんら違法な支出とはならない。

よって、町として当時の議会議長に対して何らかの請求をすべき理由はない。

②求める措置2について

当該「措置請求」については、「豊浦町が国家賠償法第1条第1項の規定に基づき損害賠償責任を負った場合には」という条件が付されているところ、現時点で、豊浦町がそのような責任を負っている事実がない以上、そもそも改めるべき「怠る事実」は存在していないことが明らかである。

よって、かかる請求は、監査対象としての適格性を欠くものといえる。

③求める措置3について

「応分の経費等」が何を指すのか不明であることに加え、その負担を議会議員に求めることを可

能とする法的根拠も明らかにされていない。

よって、当該「措置請求」は、法的根拠および請求趣旨のいずれについても不明瞭であり、監査対象としての適格性を欠く不適法なものと言わざるを得なく、本件弁護士費用等の支出は、違法または不当な公金の支出であるとはいえない。

以上のとおりであることから、本件請求はいずれも不適法であると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

??住民監査請求とは??

住民が、自らの居住する地方公共団体の違法もしくは、不当な財務会計上の行為があると認められる場合、その地方公共団体の監査委員に対し監査を求め、その行為に対し必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度です。

▼住民監査請求に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

監査委員事務局

電話 83-1419